

(仮称) クスリのアオキ大河原店の届出概要について

(法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社クスリのアオキ
- 2 届出年月日 令和3年6月29日
- 3 店舗の名称 (仮称) クスリのアオキ大河原店
- 4 店舗設置者 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
石川県白山市松本町2512番地
- 5 店舗所在地 柴田郡大河原町大谷字西原前46-1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社クスリのアオキ	1,836.10㎡	医薬品, 日用品, 家庭用品, 食料品
株式会社菓匠三全	99.45㎡	菓子類
計	1935.55㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和4年3月1日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 79 台 (指針による必要台数: 79台)
 - (2) 駐輪場の収容台数 68 台 (指針による参考台数: 55台)
 - (3) 荷さばき施設の面積 78.00 ㎡
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 12.08 ㎥ (指針による必要容量: 9.065㎥)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開店時刻及び閉店時刻 午前9時から午前0時まで (株式会社クスリのアオキ)
午前10時から午後10時まで (株式会社菓匠三全)
 - (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
 - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
 - ・公告年月日 令和3年7月16日
 - ・縦覧期間 公告の日から令和3年11月16日まで

(公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 令和3年8月4日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和3年11月16日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和4年2月28日 (届出の日から8か月以内)

住民説明会の実施状況

開催日時	令和3年8月4日（水）午後7時から午後7時30分まで
開催場所	大河原町駅前コミュニティセンター イベントホール 柴田郡大河原町大谷字町向126-4
出席人数	4名

質問事項	設置者の回答内容
クリーニング店の詳細を知りたい。	無人のコインランドリーで、午前5時～翌0時までの営業を予定しています。 →指針の対象外
自宅が敷地南方面だが、出入口No.1からだけでも右折出庫させてほしい。裏側の出入口No.3からの帰宅は遠回りになる。	事故や交通渋滞を避ける為、左折イン左折アウトを原則として、警察の指導を元に経路設定をしています。ご理解をお願いします。 →県の意見は不要
24時間稼働する室外機について、騒音評価は基準を満たしても低周波の影響はある。住宅も近接しているので防音壁等の対応は検討しないのか。	この場では即答できないが、室外機の位置を変更する等、対応策を検討します。 →後日、室外機の位置を変更することで対応済。 →県の意見は不要
搬入車両のバックブザー音など、騒音の影響は他にもあるのでは。	オープン時は搬入台数も増え、一時的にご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、落ち着けば、開店の少し前に搬入する等、早朝にご迷惑をお掛けすることは少なくなると思います。 →県の意見は不要
商品構成は船岡にある既存店と同じか。	売場はもう少し大きくなるので、肉や野菜を扱う等、商品構成も少し変わります。 →指針の対象外
店舗から臭いは出るのか。	もし店内調理をする場合は、排出口を上に向けるなど極力配慮します。 →指針の対象外

大河原町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届出者	株式会社クスリのアオキ	
届出年月日	令和3年6月29日	
店舗名称	(仮称) クスリのアオキ大河原店	
所在地	柴田郡大河原町大谷字西原前46-1 外	
市町村の意見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交通関係	あり	なし
騒音関係	あり	なし
廃棄物関係	あり	なし
その他	—	
意見案	県の意見はなし	
附带意見案	住居が隣接しているため、地域住民から苦情が申し立てられた場合には騒音防止等について適切な対策を講じるよう配慮願います。	